

事務事業調整報告書

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	総務部会
協議細目	一般職の職員の身分の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併が行われた場合、一般職の職員は全て失職となりますが、当該職員は合併後も引き続き職員としての身分を保有するよう措置することが定められています。（合併特例法第9条第1項）</p> <p>なお、当該職員の任免、給与その他の身分取扱いに関し公正に処理されなければならない（同条第2項）ことから、任用制度、給与及びその他の勤務条件について比較検討の上、事前に十分協議を重ね合併前後で著しい不均衡が生じないよう調整を行うことが必要であります。</p> <p>現況比較では、行政職給料表級別標準職務が、町長、議会、教育委員会、農業委員会の各事務部局で、両町にあるもの、1町にあるものと職の相違があります。</p> <p>適用給料表についても、浜坂町は5つの給料表、温泉町は3つの給料表と相違しています。行政職給料表及び技能労務職給料表については号級、額及び初任給基準とも同じですが、看護師等の給料表、医師職給料表がそれぞれ異なっており、それにより初任給基準も異なっています。</p> <p>また、職員数については、定員管理の適正化を図る上で、合併を機に、定年前に退職する職員への勤奨制度の適用についても検討する必要があります。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 職員の身分の取扱い</p> <p>2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。</p> <p>美西衛生施設一部事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。</p> <p>(2) 職員数</p> <p>職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>(3) 職員給料</p> <p>職員の給料は現給を保障し、合併による格差は速やかに調整する。</p> <p>(4) 職階</p> <p>職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。</p>		
<p>一般職の身分の取扱いに関する法令</p> <p>【市町村の合併の特例に関する法律】</p> <p>(職員の身分取扱い)</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	総務部会
協議細目	級別職務分類、給料、初任給、企業職員の給与	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (級別職務分類)		
項目	浜坂町	温泉町
1 . 行政職 給料表	町長の事務部局 1級 主事、保育士、保健師 2級 主事、保育士、保健師 3級 主事、保育士、保健師 4級 主査、保育士、保健師 5級 係長、主査、保育所園長、主任保育士、保育士、保健師 6級 課長補佐、事務次長、所長補佐、係長、保育所園長、主任保育士 7級 課長、室長、事務長、所長、課参事、副課長 8級 町参事、課長 室長、事務長、所長、課参事	町長の事務部局 1級 主事、技師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、准看護師 2級 主事、技師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、看護師、准看護師 3級 主事、技師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、看護師、准看護師 4級 主査、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、看護師 5級 係長、主査、主任保健師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、所長、保育園長、主任保育士、保育士、看護師 6級 課長補佐、保育園長、所長、館長、館長補佐、係長、主任保健師、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任保育士、主任看護師 7級 課長、室長、保育園長、所長、館長、参事、副課長 8級 課長 室長、保育園長、所長、館長、牧場公園園長、参事
	議会の事務部局 1級 主事 2級 主事 3級 主事 4級 主査 5級 係長、主査 6級 係長 7級 事務局長 8級 事務局長	議会の事務部局 1級 書記 2級 書記 3級 書記 4級 主査 5級 係長、主査 6級 課長補佐、係長 7級 事務局長 8級 事務局長
	教育委員会の事務部局 1級 主事、教諭、司書 2級 主事、教諭、司書 3級 主事、教諭、社会教育主事、司書 4級 主査、教諭、社会教育主事、司書 5級 給食センター所長、係長、主査、社会教育主事、幼稚園長、主任教諭、教諭、司書 6級 給食センター所長、課長補佐、係長、社会教育主事、幼稚園長、主任教諭、館長補佐 7級 課長、給食センター所長、副課長、館長 8級 課長、館長	教育委員会の事務部局 1級 主事、教諭、助教諭、社会教育主事 2級 主事、教諭、助教諭、社会教育主事 3級 主事、教諭、助教諭、社会教育主事 4級 主査、教諭、社会教育主事 5級 係長、主査、所長、主任教諭、教諭 6級 課長補佐、所長、館長、館長補佐、係長、主任教諭 7級 教育次長、課長、所長、館長 8級 教育次長、課長、所長、館長
	農業委員会の事務部局 1級 主事 2級 主事 3級 主事 4級 主査 5級 係長、主査 6級 係長 7級 8級	農業委員会の事務部局 1級 主事 2級 主事 3級 主事 4級 主査 5級 係長、主査 6級 課長補佐、係長 7級 8級

事務事業調整報告書

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	総務部会
協議細目	級別職務分類、給料、初任給、企業職員の給与	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (級別職務分類)		
項目	浜坂町	温泉町
2 . 技能職 給料表	<p>技能職</p> <p>1級 用務員、給食調理員、診療補助員、管理員、作業員、その他これに準ずる者</p> <p>2級 自動車運転手、電気主任技術員、機械員、機関員、調理師その他これに準ずる者</p>	<p>技能職</p> <p>1級 用務員及び施設の管理員等の庁務に従事する者</p> <p>給食員、診療補助員等の業務に従事する者</p> <p>2級 自動車運転員等で、その就業に必要な免許等の資格を有するもの</p> <p>調理員等の業務に従事する者</p>
3 . 医療職 給料表	<p>医療職 ()</p> <p>1級 医師</p> <p>2級 副院長、医長、医師</p> <p>3級 院長、副院長、医長</p> <p>4級 院長</p> <p>医療職 ()</p> <p>1級 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士又は作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、その他の職員</p> <p>2級 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士又は作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、その他の職員</p> <p>3級 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士又は作業療法士、あん摩マッサージ指圧師</p> <p>4級 薬局長、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士又は作業療法士、あん摩マッサージ指圧師</p> <p>5級 薬局長</p> <p>医療職 ()</p> <p>1級 准看護師</p> <p>2級 看護師、准看護師</p> <p>3級 総看護師長、看護師長、看護師、准看護師</p> <p>4級 総看護師長、看護師長</p>	<p>医師職</p> <p>1級 医師、歯科医師</p>

事務事業調整報告書

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	総務部会
協議細目	級別職務分類、給料、初任給、企業職員の給与	
3-2. 事務事業現況比較表(給料、初任給等)		
項目	浜坂町	温泉町
1. 給料	<p><行政職給料表> 8級制(町村会準則を適用) 幼稚園教諭、保育士、司書、他の給与表の適用を受けない全ての職員</p> <p><技能労務職給料表> 2級制(町村会準則を適用) 自動車運転手、用務員、介護福祉士、診療補助員、機械員、技術員</p> <p><医療職給料表(一)> 4級制(国家公務員医療職俸給表(一)を適用) 病院等に勤務する医師</p> <p><医療職給料表(二)> 5級制(独自) 病院等に勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、理学療法士</p> <p><医療職給料表(三)></p>	<p><行政職給料表> 8級制(町村会準則を適用) 幼稚園教諭、保育士、看護師、歯科衛生士、他の給与表の適用を受けない全ての職員</p> <p><技能労務職給料表> 2級制(町村会準則を適用) 自動車運転手、用務員、診療補助員、機械員、技術員</p> <p><医師職給料表> 1級制(独自) 診療所に勤務する医師及び歯科医師</p>
2. 初任給	<p><行政職> 正規の試験 上級 2級3号給 177,400円 中級 1級6号給 154,300円 初級 1級4号給 143,300円 その他 高卒 1級3号給 138,800円 (町村会準則を適用)</p> <p><技能労務職> 年齢別初任給基準(町村会準則を適用)</p> <p><医療職(一)> 医師 医大卒 1級9号給 337,800円</p> <p><医療職(二)> 薬剤師 大卒 2級5号給 196,100円 栄養士 大卒 2級3号給 183,000円 短大2卒 1級6号給 165,500円 診療放射線技師 短大3卒 1級7号給 173,100円 臨床検査技師大卒 2級3号給 183,000円 短大3卒 1級7号給 173,100円 理学療法士 短大3卒 1級7号給 173,100円 あん摩マッサージ指圧師 短大2卒 1級6号給 165,500円 新高卒 1級4号給 151,300円 旧中卒 1級3号給 144,500円 その他高卒 1級3号給 144,500円</p> <p><医療職(三)> 看護師 短大3卒 2級4号給 196,600円 短大2卒 2級3号給 187,300円 准看護師 高卒 1級4号給 163,400円 養成所卒 1級3号給 157,600円</p>	<p><行政職> 正規の試験 上級 2級3号給 177,400円 中級 1級6号給 154,300円 初級 1級4号給 143,300円 その他 高卒 1級3号給 138,800円 (町村会準則を適用)</p> <p><技能労務職> 年齢別初任給基準(町村会準則を適用)</p> <p><医師職> 医師及び歯科医師 新大6卒 1級1号給 347,000円 博士課程終了 1級6号給 422,200円</p>
3. 企業職員の給与	職員の給与に関する条例、職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給与等に関する規則に準ずる	職員の給与に関する条例、職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給与等に関する規則に準ずる。